

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【公開番号】特開2010-35795(P2010-35795A)

【公開日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-007

【出願番号】特願2008-201674(P2008-201674)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 V

【手続補正書】

【提出日】平成23年7月15日(2011.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

左右一側部にて開閉可能に支持され、遊技機前後方向に互いに重なるようにして設けられた複数のユニット体と、

前記複数のユニット体のうち、最後方に配置される最後方ユニット体、及び、当該最後方ユニット体よりも前側に設けられた前側ユニット体の分離開放を規制可能な施錠装置と、

前記最後方ユニット体の後面側に配設され、制御手段が搭載されてなる制御基板を内包する基板ケースとを備えた遊技機であって、

前記基板ケースは、前記最後方ユニット体の後面に沿って所定方向へスライド移動させることで取外し可能に構成されており、

ベース部と、該ベース部に設けられた規制部とを具備する規制手段を設け、

前記最後方ユニット体及び前記前側ユニット体の分離開放が規制された状態にあっては、前記ベース部の移動が規制されるとともに、前記規制部が前記基板ケースの一部に当たることで前記基板ケースの前記所定方向へのスライド移動が規制され、

前記施錠装置による施錠が解除され、前記最後方ユニット体が前記前側ユニット体に対し所定量開放された状態にあっては、前記ベース部の移動が許容され、前記規制部が前記基板ケースから離間する方向へ移動させられることで前記基板ケースの前記所定方向へのスライド移動が許容されるよう構成したことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記基板ケースは、第1の制御基板を内包する第1の基板ケースと、第2制御の基板を内包する第2基板ケースとからなり、

前記第1の基板ケースが、前記最後方ユニット体の後面に対し取付けられるとともに、前記第2の基板ケースが、前記第1の基板ケースの後面に対し取付けられ、

前記最後方ユニット体及び前記前側ユニット体の分離開放が規制された状態にあっては、前記1の規制部が前記第1の基板ケースの側壁及び前記第2の基板ケースの側壁の前記所定方向側に位置することで前記両基板ケースの前記所定方向へのスライド移動が規制されることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記規制手段は、前記最後方ユニット体に対し開閉可能に支持されており、前記最後方ユニット体が前記前側ユニット体に対し所定量開放された状態にあっては、前記ベース部が前記前側ユニット体側に開放されることで、前記規制部が前記基板ケースの側壁から離間する方向へ移動させられるようにしたことを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記ベース部は、前記最後方ユニット体と前記前側ユニット体との間に介設され、前記ベース部が前記最後方ユニット体と前記前側ユニット体とで挟持されることでその移動が規制されることを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】

前記ベース部は、前記最後方ユニット体と前記前側ユニット体との間に形成される隙間を埋めるスペーサ部を有することを特徴とする請求項4に記載の遊技機。

【請求項6】

前記規制手段は前記最後方ユニット体の支持されている側と同じ側の左右一側部にて開閉可能に支持されており、その回動半径は、前記最後方ユニット体の左右幅の半分以上となっていることを特徴とする請求項3乃至5のいずれかに記載の遊技機。